

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
トーゴ	ロマ漁港整備計画のための贈与 に関する日本国政府とトーゴ共 和国政府との間の交換公文	ロマ漁港整備計画を実施するために必要な生産物及び 役務の購入	2,794,000千円 H33.9.30まで	H28.4.13 ロマで (同日)	日本側 村田優久夫在トー ゴ臨時代理大使 トーゴ側 アブラ・アフレ セ・テ外務・協力・アフリ カ統合省事務次官	H28.4.25 140号
トーゴ	食糧援助に関する日本国政府と トーゴ共和国政府との間の交換 公文	食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施する ために必要な生産物及び役務の購入	280,000千円 -----	H28.12.12 ロマで (同日)	日本側 川村裕在トーゴ大 使 トーゴ側 ロベール・ドワ セ外務・協力・アフリカ 統合大臣	H28.12.22 487号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。